

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月26日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第5号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則（平成15年香川県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(判定書)</p> <p>第2条 知的障害者福祉法施行令第1条の規定により香川県障害福祉相談所長（以下「所長」という。）が交付する判定書は、<u>別記様式</u>によるものとする。</p>	<p>(判定書)</p> <p>第2条 知的障害者福祉法施行令第<u>2</u>条の規定により香川県障害福祉相談所長（以下「所長」という。）が交付する判定書は、<u>第1号様式</u>によるものとする。</p>
<p>(相談記録票)</p> <p>第3条 所長は、法第11条第1項第2号口又はハに掲げる業務を行ったときは、相談記録票に所要事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(相談記録票)</p> <p>第3条 所長は、法第11条第1項第2号口又はハに掲げる業務を行ったときは、相談記録票<u>(第2号様式)</u>に所要事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>

第1号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

判 定 書

第 号
年 月 日

殿

香川県障害福祉相談所長 団

年 月 日付け 第 号で依頼のありました判定の結果は、次のとおりです。

氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
住 所			
総 合 判 定 意 見			
医学的 判定			
心 理 学 的 判 定			
職 能 的 判 定			
摘 要	相談年月日： 年 月 日 ()		

第2号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。